

課税事業者向け

事前予約制

インボイス制度開始後の実務

無料
2部制

及び確定申告書作成対応

セミナーのご案内

インボイス方式の導入が、2023年10月1日から施行されました。そのため、今まで免税事業者だった方も適格請求書事業者登録（インボイス登録）されると消費税の課税事業者になるため、消費税の申告・納税が必要となります。今回のセミナーでは、税理士さんをお招きしインボイス制度開始後の実務及び確定申告書作成に向けての対応について、本則課税・簡易課税の事業者別に開催することにいたしました。

是非ご活用いただき、確定申告に向けて必要な準備を進めていただきますようお願い致します。

課税事業者向け（本則課税・簡易課税 2部制）

開催日時	令和5年 11月15日 (水) 13:00～(本則課税向け) 15:00～(簡易課税向け)
	11月27日 (月) 13:00～(簡易課税向け) 15:00～(本則課税向け)
場所	長久手市商工会館
対象者	令和5年分からインボイス登録により消費税課税事業者になった方及び以前から消費税課税事業者の方
内容	インボイス制度開始後の実務（帳簿の記載方法等） 消費税の確定申告書作成に向けた準備・申告の仕方について
講師	YUINAS 津田亜希税理士事務所 税理士 津田 亜希氏

定員
20名

下記申込書に必要事項をご記入いただき、長久手市商工会までFAXまたはお電話にてお申し込み下さい。
お問い合わせ先：長久手市商工会 TEL:0561-62-7111 FAX:0561-62-7729

長久手市商工会 行（FAX：62-7729）（※定員になり次第、締め切りさせていただきます。）

インボイス制度実務・対応セミナー 受講申込書 ※要予約			
事業所名			受講者名
TEL番号			FAX番号
希望時間	11月15日(水) ①13:00～(本則課税向け)	②15:00～(簡易課税向け)	
	11月27日(月) ①13:00～(簡易課税向け)	②15:00～(本則課税向け)	
(希望の時間に○を付けて下さい。)			

